

制 定 平成 29 年 9 月 11 日
最近改正 令和 7 年 1 月 30 日

民間保育所整備用地提供促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、保育所用途での土地の貸付等を促進するため、新たに保育事業者（保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に基づき設置される同法第 39 条第 1 項に規定する保育所。以下同じ。）を設置及び運営する者をいう。以下同じ。）が保育所を建設する用途で賃貸借される土地及び地上権が設定される土地並びに新たに保育事業者が賃借する建物の建設に必要となる土地の固定資産税及び都市計画税相当額を予算の範囲内において補助する民間保育所整備用地提供促進補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる保育事業者が締結する契約種別の区分に応じ、当該各号に定める土地について土地所有者に課せられる固定資産税及び都市計画税の算出基礎となる土地評価額に 10 分の 7 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該土地が保育所開設後に住宅用地（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 に規定する住宅用地をいう。）として利用される場合の補助対象経費は、固定資産税相当額にあっては大阪市市税条例（平成 29 年大阪市条例第 11 号）第 81 条及び第 82 条の課税標準の特例に関する規定を準用し、都市計画税相当額にあっては同条例第 156 条の課税標準の特例に関する規定を準用し算出する。

- (1) 本市が平成 28 年 12 月以降に実施した保育所を設置及び運営する法人の募集において整備補助金を受けて保育所を設置する事業者として選定され、新たに保育所を設置する保育事業者が、新たに保育所として使用する建物を建設する用途で締結する土地の賃貸借契約（定期借地契約を含む。）又は地上権設定契約（既存保育所の建て替え、既存保育所の増築、分園設置によるものを除く。）当該契約に係る土地
- (2) 前号に該当する契約を締結しない場合であって、本市が平成 30 年 12 月以降に実施した保育所を設置及び運営する法人の募集において整備補助金を受けて保育所を設置する事業者として選定され、新たに保育所を設置する保育事業者が、保育所を設置するために締結する当該保育所の設置計画の選定後に建設される建物に係る建物賃貸借契約（ただし建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）の適用を受ける建物で、同法第 2 条第 4 項に定める共有部分に設置する場合は対象外とする。）（既存保育

所の建て替え、既存保育所の増築、分園設置によるものを除く。) 当該建物の使用に際し保育所として使用すると認められる部分の土地及び当該土地に付随して専ら当該保育所の屋外遊戯場として使用すると認められる部分(以下、「屋外遊戯場部分」という。)の土地(建物の区分所有等に関する法律の適用を受ける建物の場合、敷地利用権に対応する面積分に限る。)

- 2 補助金を受けようとする者(以下、「補助事業者」という。)が保育事業者以外の者と前項各号に掲げる契約を締結している場合は、補助事業者の契約において保育所用途で当該土地又は建物を利用することを条件に契約を締結している場合に限り補助の対象とする。
- 3 保育事業者が締結する契約が第1項第1号に該当する場合で、保育所として設置・認可を受ける部分(貸付面積)が当該土地の一部の場合の補助対象経費は、当該部分の面積に相当する土地評価額(当該土地が住宅用地に該当する場合は、第1項の規定により算出した額)に10分の7を乗じて得た額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。
- 4 建設された建物が保育所以外の用途にも利用される場合の補助対象経費は、第1項から前項までの規定にかかわらず、第1項から前項までの規定により算出した補助対象経費に、保育所部分の延床面積を建物全体の延床面積(保育所と共に用する部分を除く)で除した値を乗じて得た額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし屋外遊戯場部分がある場合は、屋外遊戯場部分の補助対象経費についてはこれらの計算は行わないものとする。
- 5 補助金の額は、第1項から前項までの規定により算出した補助対象経費に固定資産税率及び都市計画税率を乗じて得た額を10倍した額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし当該土地が第1項に定める住宅用地の特例の適用を受ける場合であって、住宅用地の特例の適用の開始時期が申請年度の1月1日以降となる場合は、住宅用地の特例の適用を受けるまでの期間については、第1項ただし書の規定によらずに算出した補助対象経費に固定資産税率及び都市計画税率を乗じて得た額との差額を加えて算出するものとする。
- 6 本条における土地評価額については、申請日の属する年度の価格とする。

(補助の要件)

第3条 補助を受けるには、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる土地の所有者であり、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税を負担する者であること
- (2) 前条第1項第1号に掲げる契約を締結する場合、保育活動を安定したものとするため保育事業者の求めに協力し、公正証書による等書面にて建設する建物の耐用年数(補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告

示第 384 号) に定める耐用年数をいう。以下同じ。) 分以上の期間とした地上権設定契約、賃貸借契約又は定期借地契約を締結したものであること

(なお補助事業者が直接保育事業者と契約を締結しない場合は、第三者との契約においても同様とする。)

(3) 前条第 1 項第 2 号に掲げる契約を締結する場合、保育活動を安定したものとするため保育事業者の求めに協力し、10 年以上の期間の賃貸借契約又は定期借家契約を締結したものであること

(なお補助事業者が直接保育事業者と契約を締結しない場合は、第三者との契約においても同様とする。)

(4) 補助事業者が、本市の市税に滞納がないこと

(5) 補助事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと

(6) 補助事業者が大阪市暴力団排除条例(平成 23 年大阪市条例第 10 号) 第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと

(7) 補助事業が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益にならないこと、又はそのおそれがあると認められないこと

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、「民間保育所整備用地提供促進補助金交付申請書(様式第 1 号-1)」に規則第 4 条各号に掲げる事項を記載し、当該土地における保育所建物の建設工事(以下「建設工事」という。)の開始の日以降、建設工事を開始した日の 1か月後の日の属する年度の 2 月末までに、市長に提出しなければならない。

ただし、次に該当する場合はこの限りではない。

(1) 工事を開始した日の属する年度の 4 月 1 日の時点で当該土地の固定資産税が非課税の場合は、評価額が記載された土地の固定資産評価証明書が取得できる直近年度の 2 月末までに市長に提出しなければならない。

(2) 新設された保育所建物の一部に住宅部分が存在する場合で、1 月 1 日までに建物工事が完了した場合は工事が完了した日の属する年度の翌年度の 2 月末まで、1 月 2 日以降に工事が完了した場合は完了した日の属する年度の翌々年度の 2 月末までに市長に提出しなければならない。

(3) 保育所の新設に伴い、当該土地の固定資産税評価が大幅に変更されることが見込まれる場合等、建設工事を開始した日の属する年度の固定資産税評価に基づき当補助を行うことを市長が適切でないと認める場合は、変更後の固定資産評価証明書が取得できる直近年度の 2 月末までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第 1 号-2)

- (2) 次に掲げる書類（該当する契約を締結しない場合は不要）
- ア 保育所設置に係る土地が賃貸借される場合にあっては、土地賃貸借契約書の写し
 - イ 保育所設置に係る土地に地上権が設定される場合にあっては、地上権設定契約書の写し
 - ウ 保育所設置に係る建物が賃貸借される場合にあっては、建物賃貸借契約書の写し
- (3) 土地の登記事項証明書、地図（不動産登記法第14条第1項に規定する地図、不動産登記法第14条第4項に規定する地図に準ずる図面）（公図）（申請日から3か月以内のもの）
- (4) 土地の固定資産税評価証明書（申請年度の当年度分、付記事項に税額、共有者氏名、道路減免がある場合はその表示のあるもの）
- (5) 土地所有者の印鑑登録証明書（申請日から3か月以内のもの）
- (6) 土地所有者が個人の場合は住民票、法人の場合は登記簿謄抄本又は登記事項証明書（代表者事項証明書）（申請日から3か月以内のもの）
- (7) 当該土地に係る固定資産税及び都市計画税の納税証明書（直近年度のもの）
- (8) 誓約書（暴力団排除）
- (9) その他補助金交付に必要な書類

（交付決定）

- 第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、「民間保育所整備用地提供促進補助金交付決定通知書（様式第2号）」により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、「民間保育所整備用地提供促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）」により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 本条第1項及び第2項の規則第5条第4項に規定する通常要すべき標準的な期間は、第4条に規定する交付申請に必要な全ての書類の到達後（申請内容を補正するための期間は除く）の翌日から起算して30日とする。

（申請の取下げ）

- 第6条 補助金の交付決定を受けた補助事業者が、規則第8条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、「民間保育所整備用地提供促進補助金交付申請取下書（様式第4号）」により行わなければならない。
- 2 申請の取下げができる期間は、補助事業者が交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内とする。

(交付の時期等)

第7条 市長は、「民間保育所整備用地提供促進補助金確定通知書」による通知をした補助事業者から請求を受け取った日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、賃貸借契約等（第2条第1項各号に定める契約をいう。）を締結し使用開始（保育事業者が保育所を建設するための工事着工日又は保育事業者が保育所を設置する建物を利用するための建物引渡日をいう。第14条において同じ。）から10年を経過するまでの間に事業計画書の内容等の変更をしようとするときは、「民間保育所整備用地提供促進補助金変更承認申請書（様式第5号）」を、補助事業の中止又は廃止（保育所が幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に定める幼保連携型認定こども園をいう。）として認可を受けることにより廃止される場合を除く。以下同じ。）をしようとするときは、1年前までに「民間保育所整備用地提供促進補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）」を事前に市長に提出し承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、規則第5条第1項に規定する調査を再度行い、承認することが適當と決定したときは、「民間保育所整備用地提供促進補助金交付決定取消・変更承認通知書（様式第7号）」により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の調査の結果、承認することが不適當と決定したときは、「民間保育所整備用地提供促進補助金交付決定取消・変更不承認通知書（様式第8号）」により補助事業者に通知するものとする。

(変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 市長が第1項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、「民間保育所整備用地提供促進補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第9号）」により補助事業者に通知するものとする。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させ

ることができる。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、申請日の属する年度末までに市長に実績報告を提出しなければならない。

2 前項の実績報告は、「民間保育所整備用地提供促進補助金実績報告書（様式第 10 号－1）」に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添付し提出しなければならない。

（1）事業状況報告書（様式第 10 号－2）

（2）補助事業者が受けるべき賃借料の受領が確認できる書類

（3）前号の賃借料が保育事業者が支払うものでない場合、保育事業者が支払うべき賃借料の支払が確認できる書類

(補助金の額の確定等)

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告の提出を受けたときは、規則第 15 条に規定する調査を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「民間保育所整備用地提供促進補助金額確定通知書（様式第 11 号）」により補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第 13 条 規則第 17 条第 3 項の規定による通知においては、市長は「民間保育所整備用地提供促進補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）」により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 規則第 18 条に定めるもののほか、第 8 条、第 9 条及び第 13 条において、使用開始から 10 年が経過する前に保育所用地として土地を貸付すること及び地上権を設定すること並びに保育所用途として建物を貸付することを中止した場合や契約変更で借地面積が減少する等の変更が生じた場合は、変更が生じた日以降分の補助相当額を市長へ返還しなければならない。

2 前項の規定は、保育事業者又はその他の者の事情により変更が生じた場合にも適用するものとする。

(関係書類の整備)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る賃借料等の受領を証明する書類を常に整備し、第 5 条の通知を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から 10 年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、保育事業者その他当該保育所の土地及び建物に関する賃貸借契約並びに地上権設定契約を締結している者に対し、前項と同様の関係書類の整備がなされるよう措置を講じなければならない。

(申請手続き)

第16条 補助事業者は、「委任状（様式第13号）」を付して、当該土地における保育所設置予定者を経由して、第4条、第6条、第8条、第11条の申請手続き等を申請及び報告することができる。

附則

この要綱は、平成29年9月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この改正要綱は、平成29年10月27日から施行する。

附則

この改正要綱は、令和元年7月8日から施行する。

附則

この改正要綱は、令和元年11月29日から施行する。

附則

この改正要綱は、令和3年3月30日から施行する。

附則

この改正要綱は、令和5年10月2日に施行し、令和5年2月28日から適用する。

附則

この改正要綱は、令和7年1月30日に施行し、令和6年2月29日から適用する。

(様式第1号-1)

年 月 日

大阪市長 様

住所又は所在地
氏名又は
法人名・代表者氏名

民間保育所整備用地提供促進補助金交付申請書

標記の補助金について交付を受けたいので、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）第4条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 申請額 別紙事業計画書のとおり

2 対象となる土地の登記簿上の所在地番

大阪市 区-----

3 補助金を必要とする理由

4 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第1号－2）
- (2) 土地賃貸借契約書等及び建物賃貸借契約書の写し
- (3) 土地の登記事項証明書、地図（不動産登記法第14条第1項に規定する地図、不動産登記法第14条第4項に規定する地図に準ずる図面）（公図）
（申請日から3カ月以内に発行したもの）
- (4) 固定資産税評価証明書（当年度分、税額・共有者氏名・道路減免表示のあるもの）
- (5) 所有者の印鑑登録証明書（申請日から3カ月以内に発行したもの）
- (6) 所有者の住民票、法人の場合は登記簿謄抄本又は登記事項証明書（代表者事項証明書）
（申請日から3カ月以内に発行したもの）
- (7) 当該土地に係る固定資産税及び都市計画税の納税証明書（直近年度のもの）
- (8) 誓約書（暴力団排除）

(様式第1号-2)

事業計画書

土地 所 有 者 (持ち分割合がある場合はその割合)		
土地 の 所 在 地 番 (登記簿上の所在地番)		
土地の状況	保育事業者の土地の賃借方式	<ul style="list-style-type: none"> 保育事業者が土地所有者より賃借（地上権設定含む） 保育事業者が土地所有者以外の者より賃借 土地の賃貸借なし
	保育事業者の賃借期間※	年 月 日 ~ 年 月 日 (年間)
	保育事業者の賃借面積※	m ²
	保育事業者の賃借料※	(月額) 円 : (年額) 円
建物の状況	保育事業者の建物の賃借方式	<ul style="list-style-type: none"> 保育事業者が土地所有者より賃借 保育事業者が土地所有者以外の者より賃借 保育事業者による建物の賃借なし（自己所有など）
	保育事業者の賃借期間※	年 月 日 ~ 年 月 日 (年間)
	保育事業者の賃借面積※	m ²
	保育事業者の賃借料※	(月額) 円 : (年額) 円
住宅用地の適用予定		<ul style="list-style-type: none"> 無 有（ 階建） (延床面積： m²、 うち居住部分 m²)
保育所設置者		
工事着工日		年 月 日

※該当する契約を保育事業者が締結しない場合は、記載不要。

申請額算出表（住宅用地とならない場合）

年度評価額 (A)	円
登記地積 (B) (固定資産税評価証明書に道路減免がある場合はその面積を除く)	m ²
(保育事業者が土地を賃借する場合) 借地面積 (C)	m ²
(保育事業者が土地を賃借しない場合) 賃貸借する建物の敷地面積 (D)	m ²
専ら屋外遊戯場とする部分の面積 (E)	m ²
建物が 共用の 場合	保育所による建物使用面積 (F)
	他用途による建物使用面積（保育所との共用部分除く）(G)
調整係数 (H) = (F) ÷ ((F) + (G)) (建物が共用でない場合は1) (小数点第4位以下切捨て)	
補助対象経費 (I) =(A) × 0.7 × (((C) - (E)) × (H) + (E)) ÷ (B) 又は =(A) × 0.7 × (((D) - (E)) × (H) + (E)) ÷ (B) (千円未満切り捨て)	円
固定資産税相当税額 (J) =(I) × 0.014 (円未満切り捨て)	円
都市計画税相当税額 (K) =(I) × 0.003 (円未満切り捨て)	円
補助金申請額 (L) =[(J) + (K)] × 10年分 (千円未満切り捨て)	円

申請額算出表（住宅用地となる場合）

年度評価額 (A)	円	
登記地積 (B) (固定資産税評価証明書に道路減免がある場合はその面積を除く)	m ²	
住宅用地の率 (C) 居住割合が4分の1以上2分の1未満：0.5 居住割合が2分の1以上4分の3未満（5階建以上）：0.75 居住割合が2分の1以上で上記以外：1.0		
建物全体の延床面積 (D)	m ²	
住宅用地の特例適用面積 (E) (B) と (D) ×10 を比較して小さい値	m ²	
住宅用地面積 (F) = (E) × (C)	m ²	
評価額（固定資産税用） (G) ((F) ≤200 m ² の場合) = (A) × ((F) ÷ (B) ×1/6 + (1 - (F) ÷ (B)) ×0.7) ((F) >200 m ² の場合) = (A) × (200 ÷ (B) ×1/6 + ((F) - 200) ÷ (B) ×1/3 + (1 - (F) ÷ (B)) ×0.7) (円未満切り捨て)		
評価額（都市計画税用） (H) ((F) ≤200 m ² の場合) = (A) × ((F) ÷ (B) ×1/3 + (1 - (F) ÷ (B)) ×0.7) ((F) >200 m ² の場合) = (A) × (200 ÷ (B) ×1/3 + ((F) - 200) ÷ (B) ×2/3 + (1 - (F) ÷ (B)) ×0.7) (円未満切り捨て)		
(保育事業者が土地を賃借する場合) 借地面積 (I)	m ²	
(保育事業者が土地を賃借しない場合) 賃貸借する建物の敷地面積 (J)	m ²	
専ら屋外遊戯場とする部分の面積 (K)	m ²	
建物が 共用の 場合	保育所による建物使用面積 (L) 他用途による建物使用面積（保育所との共用部分除 く） (M)	m ²
調整係数 (N) = (L) ÷ ((L) + (M)) (建物が共用でない場合は1)		
補助対象経費（固定資産税用） (O) = (G) × (((I) - (K)) × (N) + (K)) ÷ (B) 又は = (G) × (((J) - (K)) × (N) + (K)) ÷ (B) (千円未満切り捨て)	円	

補助対象経費（都市計画税用）（P） = (H) × (((I) - (K)) × (N) + (K)) ÷ (B) 又は = (H) × (((J) - (K)) × (N) + (K)) ÷ (B) (千円未満切り捨て)	
固定資産税相当税額（Q） =(O)×0.014 (円未満切り捨て)	円
都市計画税相当税額（R） =(P)×0.003 (円未満切り捨て)	円
補助金申請額（S） = [(Q) + (R)] ×10年分 (千円未満切り捨て)	円

(様式第2号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

氏名又は法人名
代表者氏名 様

大阪市長 ○○ ○○

民間保育所整備用地提供促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、次の条件を付して
金 円を交付することを決定したので通知します。

記

1 補助金交付の条件

- (1) この補助金は、新たに保育事業者が保育所を建設する用途で賃貸借される土地及び地上権が設定される土地並びに新たに保育事業者が賃借する建物の建設に必要となる土地にかかる固定資産税相当額及び都市計画税相当額の10年分を先払い交付するものである。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、または廃止する場合には、市長の承認を受けること
- (4) 市長が、補助金にかかる執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (5) 市長は、申請者が補助事業等を遂行することができないことにより、当該年度以前に補助事業の一部が完了し補助金の交付済みのものも含め、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。
- (6) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）並びに民間保育所整備用地提供促進補助金交付要綱を遵守すること

2 その他

- (1) 規則第14条の規定により、補助事業にかかる経費の收支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の交付決定通知書を受けた日の属する年度の翌年から10年間保存すること
- (2) 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

氏名又は法人名
代表者氏名 様

大阪市長 ○○ ○○

民間保育所整備用地提供促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました民間保育所整備用地提供促進補助金については、
次の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 交付しない理由

(様式第4号)

年 月 日

大阪市長 様

住所又は所在地
氏名又は
法人名・代表者氏名

民間保育所整備用地提供促進補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて通知がありました民間保育所整備用地提供促進補助金の交付決定については、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）第8条の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

記

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

年 月 日

大阪市長 様

住所又は所在地
氏名又は
法人名・代表者氏名

民間保育所整備用地提供促進補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更する必要がありますので、大阪市長の承認を申請します。

記

1 変更する内容及びその理由

(様式第6号)

年 月 日

大阪市長 様

住所又は所在地
氏名又は
法人名・代表者氏名

民間保育所整備用地提供促進補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり中止・廃止する必要がありますので、大阪市長の承認を申請します。

記

1 中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）

(様式第7号)

大阪市指令こ青第　　号
年　月　日

氏名又は法人名

代表者氏名　　様

大阪市長　○○　○○

民間保育所整備用地提供促進補助金交付決定取消・変更承認通知書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて交付決定しました民間保育所整備用地提供促進補助金の取消し・変更申請については、次のとおり承認しますので通知します。

記

1 取消し・変更の内容

(様式第8号)

大阪市指令こ青第　　号
年　月　日

氏名又は法人名

代表者氏名　　様

大阪市長　○○　○○

民間保育所整備用地提供促進補助金交付決定取消・変更不承認通知書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて交付決定しました民間保育所整備用地提供促進補助金の取消し・変更申請については、次のとおり不承認としますので通知します。

記

1 取消し・変更の内容

2 不承認の理由

(様式第9号)

大阪市指令こ青第　　号
年　月　日

氏名又は法人名
代表者氏名　　様

大阪市長　〇〇　〇〇

民間保育所整備用地提供促進補助金
事情変更による交付決定取消・変更通知書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて交付決定しました民間保育所等整備用地提供促進補助金については、次のとおり取消し・変更することを決定しましたので通知します。

記

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第10号-1)

年 月 日

大阪市長 様

住所又は所在地
氏名又は
法人名・代表者氏名

民間保育所整備用地提供促進補助金実績報告書

年 月 日付大阪市指令こ青第 号で交付決定を受けた標記補助金にかかる事業の状況について下記関係書類を添え報告します。

記

1 補助金予定額 _____ 円

2 対象となる土地の登記簿上の所在地番

大阪市 区.....

3 添付書類

- (1) 事業状況報告書
- (2) 賃料の受領が確認できる書類の写し

(様式第10号-2)

事業状況報告書

土地所有者 (持ち分割合がある場合はその割合)		
土地の所在地番 (登記簿上の所在地番)		
土地の状況	保育事業者の土地の賃借方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育事業者が土地所有者より賃借（地上権設定含む） ・ 保育事業者が土地所有者以外の者より賃借 ・ 土地の賃貸借なし
	保育事業者の賃借期間※	年 月 日 ~ 年 月 日 (年間)
	保育事業者の賃借面積※	m ²
	保育事業者の賃借料※	(月額) 円 : (年額) 円
建物の状況	保育事業者の建物の賃借方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育事業者が土地所有者より賃借 ・ 保育事業者が土地所有者以外の者より賃借 ・ 保育事業者による建物の賃借なし（自己所有など）
	保育事業者の賃借期間※	年 月 日 ~ 年 月 日 (年間)
	保育事業者の賃借面積※	m ²
	保育事業者の賃借料※	(月額) 円 : (年額) 円
住宅用地の適用予定		<ul style="list-style-type: none"> ・ 無 ・ 有（ 階建） (延床面積： m²、 うち居住部分 m²)
保育所設置者		
工事着工日		年 月 日

※該当する契約を保育事業者が締結しない場合は、記載不要。

補助金予定額	円
--------	---

(様式第 11 号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

氏名又は法人名

代表者氏名 様

大阪市長 ○○ ○○

民間保育所整備用地提供促進補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定しました民間保育所整備用地提供促進補助金については、次のとおり確定しましたので通知します。

記

1 確定する補助金額

(様式第12号)

大阪市指令こ青第　　号
年　月　日

氏名又は法人名
代表者氏名　　様

大阪市長　〇〇　〇〇

民間保育所整備用地提供促進補助金交付決定取消通知書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて交付決定しました民間保育所整備用地提供促進補助金については、次のとおり取り消ししましたので通知します。

記

1 取り消しする補助金額

2 取消しの理由

(様式第13号)

委任状

年 月 日

大阪市長 様

代理人

住所又は
所在地
氏名又は
法人名・代表者氏名

私は、上記の者を代理人に定め、下記の手続きを委任いたします。

委任事項 (該当する欄の□にチェックしてください)

- 1. 民間保育所整備用地提供促進補助金交付申請書の提出に関すること
- 2. 民間保育所整備用地提供促進補助金交付申請取下書の提出に関すること
- 3. 民間保育所整備用地提供促進補助金変更承認申請書の提出に関すること
- 4. 民間保育所整備用地提供促進補助金中止・廃止承認申請書の提出に関すること
- 5. 民間保育所整備用地提供促進補助金状況報告書の提出に関すること

委任者

住所又は
所在地
氏名又は
法人名・代表者氏名

実印

生年月日 年 月 日
電話番号

〈注意事項〉

この委任状の委任者の住所氏名は必ず委任者ご本人が自署し、実印を押印してください。
なお法人の場合、会社名代表者氏名はゴム印でも差し支えありませんが、印鑑は必ず登録してある代表者印を押印してください。

(参考)

土地所有者 (持ち分割合がある場合はその割合)		
土地の所在地番 (登記簿上の所在地番)		
土地の状況	保育事業者の土地の賃借方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育事業者が土地所有者より賃借（地上権設定含む） ・ 保育事業者が土地所有者以外の者より賃借 ・ 土地の賃貸借なし
	保育事業者の賃借期間※	年 月 日～年 月 日 (年間)
	保育事業者の賃借面積※	m ²
	保育事業者の賃借料※	(月額) 円：(年額) 円
建物の状況	保育事業者の建物の賃借方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育事業者が土地所有者より賃借 ・ 保育事業者が土地所有者以外の者より賃借 ・ 保育事業者による建物の賃借なし（自己所有など）
	保育事業者の賃借期間※	年 月 日～年 月 日 (年間)
	保育事業者の賃借面積※	m ²
	保育事業者の賃借料※	(月額) 円：(年額) 円

契約を中止する場合

補助金受領額 (H)	円
補助金1年相当額 (J) =(H) ÷ 10 (百円未満切り捨て)	円
補助金1日相当額 (K) =(J) ÷ 365 (円未満切り捨て)	円
事業実施期間（開始日は工事着工日とする） (契約経過年日) 10年に満たない年日	年 月 日～年 月 日 年 日 経過 年 日 不足
返還する金額	年× 円= 円 日× 円= 円 計 円

※経過日数分の計算は1年相当額を365で除した金額に不足日数を乗じて求める。

土地の貸付面積を変更する場合

補助金受領額 (H)	円
補助金1年相当額 (J) =(H) ÷ 10 (百円未満切り捨て)	円
変動する面積分1年相当額 (J') =(J) × 変更後賃借面積 ÷ 初期賃借面積 (円未満切り捨て)	円
補助金1日相当額 (K) =(J) ÷ 365 (円未満切り捨て)	円
変動する面積分1日相当額 (K') =(K) × 変更後賃借面積 ÷ 初期賃借面積 (円未満切り捨て)	円
変更する期間 (開始日は工事着工日とする) (契約経過年日) 10年に満たない年日	年 月 日～ 年 月 日 年 経過 年 日 不足
返還する金額	年× 円= 円 日× 円= 円 計 円

建物の使用比率を変更する場合

補助金受領額 (H)	円
補助金1年相当額 (J) =(H) ÷ 10 (百円未満切り捨て)	円
変動する面積分1年相当額 (J') =(J) × 変更後使用比率 ÷ 初期使用比率 (円未満切り捨て)	円
補助金1日相当額 (K) =(J) ÷ 365 (円未満切り捨て)	円
変動する面積分1日相当額 (K') =(K) × 変更後使用比率 ÷ 初期使用比率 (円未満切り捨て)	円
変更する期間 (開始日は工事着工日とする) (契約経過年日) 10年に満たない年日	年 月 日～ 年 月 日 年 経過 年 日 不足
返還する金額	年× 円= 円 日× 円= 円 計 円